



# 問題集 (指定保税地域・保税蔵置場用)

下記の記述につき、正しいものに「○」、また、間違っているものには「×」を記入してください。

	問題	回答
1	指定保税地域又は保税蔵置場で記帳が必要とされる貨物は外国貨物のみである。	
2	民間管理資料を保税台帳とする場合、搬出入、取扱いが無かった週の場合にも配信資料も取り出し、保存しなければならない。	
3	食品衛生法に基づく検査のため、厚生労働省職員が見本採取することとなったが、公務員が見本採取するので口頭連絡により搬出を認めた。	
4	保税蔵置場に搬入された外国貨物の荷繰りを行う場合は、関税法第40条第1項の取扱いの記帳が必要である。	
5	内部監査人は役員、貨物管理責任者等、一定の役職・立場にある者しかなければならない。	

	問題	回答
6	蔵置場での非違がない場合でも、関税法第48条の許可取消(搬入停止)の処分を受けることもある。	
7	税関長は保税蔵置場の許可を受けた者が倉庫業法の規定に違反して罰金の刑に処せられた場合には、その許可を取り消すことができる。	
8	現在、蔵置貨物の種類については輸出入冷凍貨物として保税蔵置場の許可を受けている。今後、冷凍貨物以外の一般貨物も取り扱う予定があるため、蔵置貨物の種類変更について、あらかじめ税関長に届け出る必要がある。	
9	貨物の滅却の承認は、保税蔵置場にある貨物が著しく腐敗したため、その本来の用途に供せられないと認められる場合に行うが、これ以外の場合でも滅却の承認を行うことができる。	
10	保税蔵置場の許可を受けた者が、許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止したときは、休止後直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。	